



- 合、委託者が指定する期日までに精算報告書を提出しなければならない。
- 2 受託者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、前項の精算報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の精算報告書の提出を受けたときは、その内容及び前項の証拠書類一式を確認し、委託者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）を確定し、これを受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の確定金額の通知の後速やかに、委託者は証拠書類一式を受託者に返却することとする。
- 5 業務委託契約約款第11条第1項中、「合格通知」とあるのは「合格通知及び契約書本文第〇条第3項に定める確定金額の通知」とし、「契約金額」とあるのは「確定金額」とする。

※ 研修日程が例えば長期にわたるため十分に確定せず、精算手続きが必要となる場合。

(契約金額の精算)

- 第〇条 受託者は、履行期間終了日から起算して30日以内に、委託者に対し、経費精算報告書（以下「精算報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、履行期間終了日が2月1日から3月31日までの間に設定されている場合、委託者が指定する期日までに精算報告書を提出しなければならない。
- 2 受託者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、前項の精算報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の精算報告書の提出を受けたときは、これを検査のうえその内容及び前項の証拠書類一式を確認し、委託者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）を確定し、これを受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の確定金額の通知の後速やかに、委託者は証拠書類一式を受託者に返却することとする。
- 5 契約約款第11条第2項及び第3項を削除する。
- 6 契約約款第11条第1項を以下のとおり変更する。
- (1) 「合格通知」の後に、「及び契約書本文第〇条第3項に定める確定金額の通知」を挿入する。
- (2) 「契約金額」を削除し、代わりに「確定金額」を挿入する。

※【紙の面契約書の場合】

本契約の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

なお、本契約は以下の日付より効力を生じるものとする。

※【電子契約の場合】

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、委託者、受託者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

(西暦で記入) 年 月 日

委託者

【国内機関の住所】  
独立行政法人国際協力機構  
【国内機関名】  
契約担当役 所長  
【所長氏名】<sup>2</sup>

受託者

【団体の住所】  
【団体名】  
【代表者役職名】  
【代表者氏名】

※ 共同事業体を結成する場合。

委託者

【国内機関の住所】  
独立行政法人国際協力機構  
【国内機関名】  
契約担当役 所長  
【所長氏名】<sup>3</sup>

受託者

共同事業体  
代表者  
【団体の住所】  
【団体名】  
【代表者役職名】  
【代表者氏名】

構成員

【団体の住所】  
【団体名】  
【代表者役職名】  
【代表者氏名】

<sup>2</sup> パートナー型及び地域活性型の場合は、委託者は独立行政法人国際協力機構の国内機関ではなく独立行政法人国際協力機構、契約担当役は所長ではなく理事、住所は本部の所在地となります。

<sup>3</sup> パートナー型及び地域活性型の場合は、委託者は独立行政法人国際協力機構の国内機関ではなく独立行政法人国際協力機構、契約担当役は所長ではなく理事、住所は本部の所在地となります。